

社会人類学における「規定」概念の再考

——親族関係の構造理論の立場から——

杉 本 一 郎

- I はじめに
- II オーストラリア原住民の“規定的”縁組
—Section System—について
- III 術語使用の歴史
- IV “規定”概念の限定とその問題点
- V フランスの構造理論の立場

I はじめに

社会生活の分析にあたって、集合行動および集合表象は、通常、3つの局面つまり行動、規範、カテゴリーに識別される。親族関係の分析に関していえば、3つの局面は、実際におこなわれている婚姻、婚姻規則、親族名称体系である。

“規定的”婚姻 (prescriptive marriage) または“規定的”縁組 (prescriptive alliance) はこれら3局面のいずれにも帰属する。そのため、“規定” (prescription) 概念をめぐる、可成り多様な見解と用法がみられる。本稿では、“規定”をいずれかの局面に限定して定義づけることにより、しかるべき成果を挙げたいいくつかの最近の研究をとりあげ、それらを Lévi-Strauss, Dumont によって代表されるフランスの構造理論の立場から批判的に検討する。“規定”概念の再考を通して、親族関係の構造分析にあたってのこの立場の方法論的前提や方法論が理解されるばかりでなく、親族関係の構造的、機能的意味も一そう明らかになるだろう。

なお、このような概念化および概念分析の作業に先立って、Needham が反論するように、“規定”というタームは、最近ではじめて、しかも Needham 自身によって、かかる論議の中に導入されたものではないことを、しかもこのタームの使用の歴史は半世紀以上も前にさかのぼることを、Needham 自身の指摘（とくに、1962, 1971, 1973）にそくして明らかにしておこう。これは周縁的作業であるかもしれないが、それによって本稿の目的や意図をとりかこむ問題状況が浮彫りされると考えるからである。

Ⅱ オーストラリア原住民の“規定的”縁組

—Section System—について

19世紀中ごろから、オーストラリア原住民の婚姻の取決めに関する民族誌的報告が出版され始めた〔とくに、Spencer, B. and Gillen, F. J.: *The Northern Tribes of Central Australia*, 1904〕。そこで一様に指摘された婚姻の特徴は、男性は彼の妻を交換によって獲得するということである。姉妹交換、直接交換、限定交換あるいは対称的縁組等様々の名称の与えられているかかるタイプの交換を規制する1つの手段は four-section system である (Radcliffe-Brown 1913: 147-159)。それ以来、この点が多くの研究者の調査の主眼となり、一般にはそれがオーストラリア原住民社会（典型的にはオーストラリア西部の Kariera 社会）の特徴だと見做されるに至る。よしんば例外が発見されても、それは four-section system の変異（オーストラリア中部の Aranda 社会, eight-section system）あるいは名残り (Kurnai タイプ, Yuin タイプ) と考えられた。

section system における section の関係は不変である。図式的に言えば、section A の男性が section B の女性と結婚すれば、section B の男性は section A の女性と結婚する。これが section A と B の間の直接交換である¹⁾。しかし、section はこうした交換の枠付けであるば

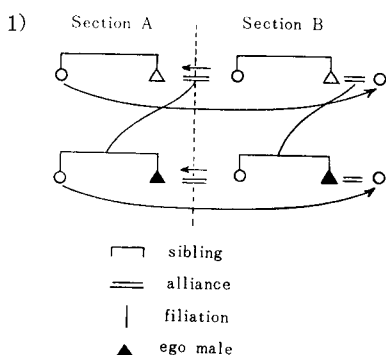


図1 直接交換

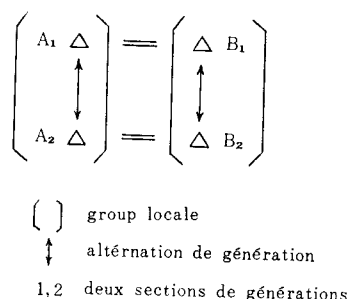


図2 システム de sections Kariera

(Dumont 1975 : 128 Fig 1)

2つの section 間で姉妹または同世代の女性成員を互いに交換する。これが直接交換である。ego male からみれば妻は自己の FZD であると同時に MBD である。このような父方、母方の双方を通じての結婚が双方交叉イトコ婚 (bilateral cross-cousin marriage) である (図1)。なお系譜図係を、個別的にせよまた類別的にせよ、考慮せずに、集団及び section のレベルでのみ、この結婚を図示すれば、それは図2 (Kariera 体系) のように示される。なお本図において A₁, A₂, あるいは B₁, B₂ は同じ地域集団の内部での同世代の人々からなる集合体つまり section を表わしている。Aranda 体系は図3のように示される。表示法は図2と同じである。

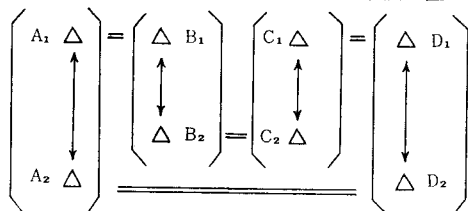


図3 システム de Sections Aranda

(Dumont 1975 : 130 Fig 2)

かりでなく、親族関係を表わす名称 (kinship terminology) であり、閉じた社会的分類体系でもある。名称の適用はきわめて秩序立っていて、それによって通婚可能なカテゴリーがただ1つ確定する。すなわち、個人がどの集団あるいは section に所属するかによって、その配偶者の所属する集団や section は一義的に決定する。Dumont によれば、包括的形式 (formule globale) (Dumont, 1971: 97) [後述] とよばれる配偶者のこのような決定形式は、積極的な婚姻規則として表現される。この規則によって、男性は彼の所属する section と通婚関係のあるただ1つの section からのみ妻を迎えることを義務づけられる。

section, 外婚半族 (exogamous moiety) の欠如する若干の部族社会もあるが、オーストラリア大陸の多くの諸部族の間に、このような名称形式とそれに付随する婚姻規制の存在することが、これまで繰り返し確認されてきている。とはいえ、配偶者決定の枠付けをおこなう類別的手段 (section, class, …) とその形式に関する記述と概念化は多様であり、問題点も多い (Needham 1971: lxvi–lxxxi, Dumont 1971: 99)。しかしこのような婚姻規則の考察にあたって、注目されねばならないのは、集団乃至カテゴリー (section, class, moiety) 間にみられる (女性) 交換の義務的、強制的、命令的、制定的……、すなわち“規定的” (prescriptive) 要素である。

19世紀から20世紀にかけて、ビルマ、インドネシア、南太平洋、南インドそして南アメリカ等広い地域の多くの社会について民族誌的モノグラフが現われ始めた。これらの社会の社会組織はオーストラリアに典型的な組織とは異なる。しかし、規則的かつ無条件的な婚姻タイプの実施にあたって、オーストラリア原住民社会と似かよった手段、規則のみられることも報告された (Needham 1971: lxi–lxui)。しかも報告はいずれも、そこに、義務的要素の存在を発見し、この要素を伝達しようとする。研究に参加した多くの社会人類学者は、婚姻のこの義務的性格を伝達するにさいして、オーストラリア原住民社会のそれを想定しつつ、“規定的” (prescriptive) という術語を採用した。その理由を Needham を次のように説明する (Needham 1973: 171)。“規定する” (prescribe) の慣例上の意味は、指定する、制定する、指図する、命令する、……等多用であるが、共通する観念内容は“義務” (obligation) だからであると。とはいえ、何が義務づけられ、規定されているか、概念の内包が明細化されているとはいいい難い。概念化及び概念分析は後段にゆずるとして、この術語が最近の論争上の構成 (Löffler 1964: 218) ではないことを、術語使用の歴史の中で明らかにしよう。

Ⅲ 術語使用の歴史

Kroeber は親族関係の諸局面相互の関連について、早くも1917年、次のように述べる (1917: 384)。すなわち、親族関係者相互の婚姻が慣例の場合、それは親族体系に何らかの影響を及ぼす。これが、オーストラリア、オセアニアにみられる親族名称と諸慣行 (外婚、出自、婚姻ク

ラス)との確かな対応の主たる理由である。つまり、特定の親族関係者との、理論的にも実際のにも“規定された”(prescribed)婚姻こそ、真の形成要因であると。Kroeber は、アメリカ・インディアン、Miwok 族にみられる親族用語の形成因を考える折にも、このような婚姻形態を想定する。

Rivers はメラネシアの双方交叉イトコ婚の分析を通して、外婚半族が婚姻形態の決定にいかに関与を与えているか、を明らかにしようとした(1914: vol. 2. 121-122)。この試みに対して、Lowie は次のように反論する(1917: 172)。半族は特定の婚姻形態(交叉イトコ婚)の大きな枠組でしかない。もちろん半族はこの婚姻形態と相容れないわけではないが、それにしてもなお、類別的交叉イトコ婚は単なる慣行ではなく、“規定された”(prescribed)婚姻であると。

ドイツの言語学者、Kruyt はインドネシア、小スンダ列島中の1つ、Sumba 島住民の婚姻について「おおいに望まれ、かつ実際に“規定されている”婚姻は ZS と BD との間のそれ、MBD 婚である」(1922: 493, Needham 1913: 168)と報告する。

以上は“規定”という術語の断片的使用の諸例であるが、再び Lowie をとりあげよう。彼はオーストラリアの関係名称に関する論議(1929)の中で、“規定的”(prescriptive)という術語を一そう明確な意味で用いているからである。すなわち、Lowie は、オーストラリア南部のDieri 部族(半族体系、Aranda と同じ婚姻禁止の規則つまり交叉イトコ婚の禁止の規則を有つ社会)やオーストラリア中部諸部族の特徴とされているMMBDD との“規定的”婚姻に言及しつつ、併せて“規定的”名称について次のような鋭い観察をおこなう。「注目すべき特徴は、姻族に関する用語の欠如である。このことは、オーストラリアにおいて、一定の血縁関係者との婚姻が“規定されている”という事実に関連する。したがって、そこでは、婚姻を通しての結びつきに当てる新語を造り出す要はない。世界の他の地域においても、そこで血縁関係者との婚姻形態が義務的(obligatory)または少なくとも選好(preferred)されていれば、これと同じ特徴が発生すると思われる」(1917: 172)。

ところで、義務の観念を伝達するため用いられた“規定”概念の定義例が、多くの場合、オーストラリアの民族誌的資料に求められるのは何故か。資料の豊富さにもよるが、何よりもオーストラリアの“規定的”縁組と名称体系が、この問題に関して説得力のある論述を展開させるに適したモデルであり、また理論的根拠を有するがためである。すなわち Dumont (1971)の見地にそくしていえば、双分組織、Kariera 体系、Aranda 体系は「社会全体が明確な通婚関係の形式によって結びつけられた集団によって組織されている」(ibid: 98)体系、「包括的または全体的形式を有つ体系」(les systèmes à formule globale ou holiste)であり、この体系は「個人的関係による婚姻規制(たとえば、交叉イトコ婚)を定式化」している体系、「個別的

2) Aranda 族についてであるが、Lawrence も MMBDD 婚の存在を明らかにしている。c.f Lawrence 1937: 342-43

あるいは局地的形式を有つ体系」(les systèmes à formule individuel ou local) (ibid: 98) を排除するものではないからである。換言すれば、2つの形式化のレベルは異なるが、局地的形式を有つ体系は包括的形式を有つ体系にある意味で包括されるからである。このように考えた場合、包括的形式を有つ体系(双分組織)の社会や局地的形式を有つ体系の社会に関する事実の蒐集は広範囲の地域におよぶ。

インド人学者 Das は、インド-ビルマ国境の Purum 族に関する最初のモノグラフを表わした(1945)。彼は、Purum における関係名称を分析するに際して、婚姻タイプの親族関係用語への影響に言及し、そこに MBD との“規定的”婚姻が存在することを明らかにするとともに、同時に FZD 婚の排斥も見られるという。すなわち、一方で母方交叉イトコ婚の浸透、他方で父方交叉イトコ婚の禁止の同時存在を指摘したのである。しかも婚姻慣行のこの2つの特徴は親族関係用語に十分表現されているという (ibid: 142-143)。

1959年に出版された Lévi-Strauss の記念碑的著作「親族の基本構造」は、Leach の述べるような様々の問題、すなわち「近親相姦の理論への寄与、あらゆる制度化された結婚形態についての互酬性(reciprocity)の有意義性の研究、交叉イトコ婚の構造的意味の分析、社会進化の一般理論」(Leach 1961: 76-77)を指向する。しかし本書の基本目的は、一定の形式を備えた社会、親族関係という点から見て婚姻の相手の選択に関して積極的規制を有つ社会への、いわば「限定理論」(une théorie restreinte) (Dumont 1971: 91, 94-97)の適用にある。その社会とは、第1版序文の冒頭での表現を借用すれば、「血族の円環と姻族の円環のいずれかの決定がただちに可能である体系、あるタイプの親族関係者との結婚を“規定している”(prescriptent)体系、あるいは社会の全成員を親族関係者と定義するが、他方でこれら関係者を2つのカテゴリー、許可される配偶者と禁止される配偶者を区別している体系」(Lévi-s Strauss 1949: lx)の社会である。しかも対象社会の体系に照準を合わせつつ、Lévi-Strauss がそこで明らかにしようとしたことは「婚姻規則、親族名称、権利や禁止の体系は、1つのしかも同じ現実の分離できない諸局面である」(ibid: lx)ということである。しかし「経験的实在そのものとは何の関係もない」、「経験的实在によって構築される」(Lévi-s Strauss 1958: 305)モデルを固有な対象とする構造主義的分析にとっては、いうまでもなく形式的なものと経験的なものとは厳密に区別される。尤も Lévi-s Strauss の場合、その後の解釈には、この点で、多少の混乱がみられる(1965: 17-18)〔後述〕といわれているが。

Lévi-s Strauss にそくしてこのような構造理論をおしすすめようとする Needham は、前述の Das の Purum 族に関するモノグラフを主資料として、Purum 社会の構造分析、母方“規定”のみられる社会の主要特徴を分析したが(1958, 1962: 74-100)、親族関係の体系の諸局面を構造主義的に分析しようという試みは、以後、いくつかの点で論争を招くに至る。一例は統計的分析をおこなう Ackerman (Ackerman 1964) と Needham (1964, 1971: lxix-lxxii) との間の論

争であるが、ここでは詳細にふれないでおこう。要はこの論争は、「親族の間から妻を獲得する規則が“規定的”か、あるいは“選好的”(preferential)か」(Needham 1958a: 75)によって「社会はまったく異なるタイプの構造となる」(ibid: 75)という Needham と婚姻規則及び配偶者選択を統計的に決定しようという Ackerman との間では、十分にかみ合わない。決定的理由は“規定”が異なるレベルで、様々の意味に理解されているからである。

かくして、“規定的”あるいは“規定”という性格が帰属する親族関係の3局面を識別し、これをそれぞれの局面に限定して、おしすすめられた研究を次に検討しよう。

IV “規定”概念の限定とその問題点

“規定”を行動の領域で理解しようという立場の検討を Coult と Hammel の覚書 (Coult, A. D. and Hammel, E. A 1963) を中心にこころみよう。

この覚書の目的は2つの論点、すなわち規定的父方交叉イトコ婚の規則が論理的に可能かどうか、かかる規則は経験的体系のうちに存在するものかどうか、を関連づけ、調整することにある。2つの論点は、「corrected model」の表題が示すように、Lane によって提示された、父方規定の経験的存在を証明する資料 (Lane 1962) にもとづき、Hammel が先に構成したモデル (1960) を修正することによって、調整される。Coult, Hammel によれば、モデルの調整乃至再構成は、モデルに対して外的な諸要因を認識し、しかもこの認識が機械的の立言ではなく、蓋然的の立言のかたちで表現されるとき、はじめて有効とされる。たとえば、モデルの効用は「直接的な証拠資料を欠いても、所与の社会において規定的な交叉イトコ婚の規則が存在することの確率」(Coult and Hammel 1963: 291) を決定するところにある。彼らにとって、“規定”は、所与の社会で実際におこなわれている婚姻のうちで、特定タイプの婚姻の占める割合あるいはその確率である。実際、彼らは次のようにいう。「“規定”とは、ある特定のカテゴリーの人々との婚姻が100%に近いということ意味する。イデオロギー的ではなくて行動の意味で、規定的婚姻は選好的婚姻の極端なケースと見做される」(ibid: 291)。

行動的アプローチの難点は容易に指摘される。特定タイプの婚姻が選好的か規定的かは、いかなる割合で決定するか。特定タイプの婚姻がどの程度の割合に達すれば、それは規定的といえるか。

1958年以来、意欲的に規定的縁組の問題を追求している Needham の Purum 社会の分析をとりあげて、Mark は次のように問う。Purum 社会において記録された婚姻53組 (c.f. Needham 1958a: 82. ただし Needham の論文では54組) のうち、26組が母方交叉イトコ婚 (c.f. ibid: 82. この結婚を Needham は母のクラン外の婚姻と記している) であり、父方のそれは僅少である、と記されているが、「規定的規則への固執がきわめて弱い場合、この規則の意味するところは何か」

(Mark: 56) と。Mark にとって、かかる低率の婚姻は選好的でしかない。実際、Mark は、同じ個所で、すでに引用した Coult と Hammel の“規定”の定義(「ある特定カテゴリーの人々との婚姻が100%に近い」)を受け入れる。しかも Mark はなにかのタイプの交叉イトコ婚が総婚姻数の100%近くに達するとすれば、その事実は説明を要するという。中国南西部 Miao 族の規定的父方交叉イトコ婚の分析を通じてえた説明の根拠は「兄弟姉妹の性比率のバランス」(ibid: 56)に求められ、これこそ「可成り厳密に観察された規定的規則」(ibid: 56)であるという。

実際におこなわれた婚姻数であれ、またそうした婚姻を促した性比率であれ、“規定”の行動的定義、統計的定義は“選好”との間に曖昧さを残す。その理由は、単に、多数の事実の未集積や統計的手続の不備にのみあるのではない。むしろ、現象それ自体が統計的アプローチの他に別のアプローチをも必要とするところにもある。Lévi-Strauss の指摘をまつまでもなく (Lévi-s Strauss 1958: 311), 規定的交叉イトコ婚はまさにそうした現象の1つである。規定的縁組は、それが「実際に調べられた婚姻事例のある一部にしか対応しない場合、満足のゆくやり方でこれを説明するためには、機械的モデルと統計的モデルの両方が必要」(ibid: 312)とされる。

統計的側面からの定義に付随する難点のいくつかは、規範的側面に注視することで回避されるばかりでなく、さらにこの定義には多くの利点が伴う。

第1にこの定義によれば、規定的縁組の現象を明細化するにあたって、不確定要素が少なくなる。すなわち、婚姻の頻度が有意な率に達しているか否かの判定は、その規範が何かを規定しているか否かを確定することと比較すれば、より困難である。

第2に、規範の研究に依拠すれば比較が容易である。すなわち婚姻率と他の制度との間にいかに共通点が見出せないにしろ、体系のクラスは婚姻規則にもとづいて構成されているからである。

第3の利点を考えるに先立って、Lévi-s Strauss を支援して Homans と Schneider を批判する Needham の論点を紹介しておこう (Needham 1962: 12-14)。Lévi-s Strauss が規定的母方交叉イトコ婚に言及するとき、母方交叉イトコは個別のそれでなく、外延的クラスの成員を指示する。つまり、系譜によって MBD と確定される個々人ではなく、この個人を含むところの境界の定められたクラスの成員である。このクラスは、結婚を禁止されている人々のクラスを除去すれば、簡単に決定されてくる婚姻可能な人々からなるクラスである。他方、Homans と Schneider にとって、問題は「個人間の関係」であり、母方交叉イトコ婚の説明では、規範でなく「個人の動機と行動」が強調される。彼らは「決定因子としての系統性 (lineality) の社会学的特質に関心をよせるが、実際には協力集団 (corporate group) にではなく、個々人の

関係に興味をもっている」(ibid: 14).

さて、第3の利点とは、規範の研究に依拠すれば、決定因子や有意な相関が、一そう適切に分離可能であるということである。実際、現実の行動、婚姻は規範からずれるものであり、規範から乗離するものである。というのは「(現実の行動)が(規範)からずれる限り、(行動)は禁止されないにしろ、結局のところ、意味を失ってしまう」(Dumont 1971: 127)。尤も、だからといって行動がどの程度規範に一致しているかの観察がなされる必要はない、というわけではない。しかし、社会学的にも論理的にも、規範こそ最初に説明されねばならないのである。

しかしこの要請には、それが親族関係の体系の理論を構築するに際していかに緊急の方法論上の要件だとしても、困難が伴う。Lévi-s Strauss の「親族の基本構造」第1版序文の引用〔前掲〕でも明らかであったように、理論的構成、モデルとしての親族関係の体系は、その内部では、あらゆる部分、特徴の全体との関連において理解されねばならない。現実には親族関係の分離されえない諸局面から成る1つの全体である。しかしすべての局面を考慮しては体系を構成しえない。依って立つ観点から判断された、現実の示差的様相のみが選ばれる。それはともかく、親族関係の領域についてのこのような認識は、従来、親族関係の体系を性格付けるのに用いることが慣わしであった様々の抽象的特徴も1つの体系あるいは下位体系であると思ふことである。婚姻規則は、出自、居住、相続、継承、関係カテゴリー等の諸規則や他の多くの要因と複雑に絡み合い、規制し合っているのである。かくして、婚姻の規範的側面への注目は、規定の規則と見做されるものの決定にあたって、不確定乃至任意的要素を留めることである。何が規定されているか、親族関係の体系のレベルでは、依然として曖昧さが残る。

モデル構成の目的は、素材が何であるかに係わりなく、所与の現象の研究が戦術的価値をもっているような形式的側面をとり出し、かつ比較するところにある。現象のどの部分を切断するかは戦術的価値によって定められる。しかし、すべてのモデルが比較法を可能にするのではない。モデルを統計的と機械的とに区別した後、Lévi-s Strauss は次のようにいう。「統計的モデルの方法を比較法と呼ぶことはできない。比較法と呼ばれるためには、集められた事実がすべて同じ型に属していなければ、価値をもたない」(1958: 317)。他方、機械的モデルはどうか。その価値は Durkheim や Goldstein の立場や研究において疑いをはさむ余地がないほどであると (ibid: 317)。第3の利点には規範の、同じ型の確定といった面で、このような困難さが伴うが、他方別の、第4の利点が見出されてくる。

第4の利点は、規範的アプローチによって、何らかの理論的目的にはより適切である比較法が可能になる、ということである。しかし比較を目論むモデルの構成に際して、素材の蒐集が、現象の裁断が、研究者の観点からの戦術的価値によっておこなわれるため、別の観点からすれ

3) 原文においては、(現実の行動)は pratique であり、(規範)は model である。c.f Dumont 1971: 127.

ば重要と思われる素材が無視される、という危険を伴う。すなわち恣意性混入の危険性がある。たとえば、有系的出自集団間での女性の規則的、系列的移動を規定している婚姻規則に焦点をあてた比較法は、Garo 族、Kachin 族、Mapuche 族を「母方婚」(matrilateral marriage) というラベルで同一クラスに分類してしまうであろう。しかし、反面、これらの社会が示す社会的分類の異なった形式は無視されてしまう。次のような例も考えられる。外婚集団をもち、平行親族と交叉親族を厳格に区別する社会における交叉イトコ選好婚について述べる。これと同じ仕方で、外婚集団がなく、親族カテゴリーの配列のまったく異なるイスラム社会での父系平行イトコに対する選好婚について述べたとすると、体系そのものは視野から消えてしまう。2つの社会は婚姻における選好ということで1つの括弧の中にくくられてしまうからである。

この点を Needham の指摘 (1973: 173) をとりあげて詳述しよう。アッサムの Garo は two-line terminology⁴⁾、ビルマの Kachin は five-line terminology、チリーの Mapuche は最少限、three-line terminology である。しかもそれぞれの親族名称には体系上の差がある。つまり Garo は対称的規定的、Kachin は非対称的規定的、Mapuche は有系的非規定的である。婚姻のカテゴリカルな規制にも極立った差違が認められる。すなわち、Garo は *jik* カテゴリーの女性(系譜的には双方交叉イトコ、つまり MBD と FZD である)と結婚する。Kachin は *nam* カテゴリーの女性(母方交叉イトコ)と結婚する。この場合、*hkri* カテゴリーの女性(父方交叉イトコ)は対象から除外される。Mapuche では *nuke* カテゴリー(母方交叉イトコ、M、MZ、FBW を含む)の母方交叉イトコと結婚する。要するに、Garo は対称的名称、非対称的婚姻、Kachin は非対称的名称、非対称的婚姻、Mapuche は対称的名称、非対称的名称のいずれでもないが、結婚は非対称的である。

親族関係の諸局面の間にみられるこのような事実直面して、別のアプローチが現われる。“規定”を婚姻規則の側面にではなく、名称体系に、あるいは社会的分類体系に見出される形式的特性に限定しようという試みである。このアプローチは、モデルの性格、その構成手続及び有効性についての Lévi-srauss の一般的提言〔前述〕を、一そう厳格に親族関係の体系に適用しようという試みともいえよう。以下、この立場の考えを Needham (1973) に代表させて概述しよう。尤も規定的縁組に関する Needham の概念定義は彼が主張するほど一貫しているとは思われないが、漸次カテゴリーの体系に強調がおかれ始めてきていることは確かである。

- 4) Two-line terminology は、一般に two-section terminology と称されているものであるが、Needham は次のような理由で two-line terminology という名称を選ぶ。「two-section terminology という名称は terminology の特性とあるタイプの社会組織にとって 偶発的な特徴とを混同させる。“two-section” terminology は two-section system あるいは four-section system に付随するものであろう。だから、この場合での terminology を“対称的縁組の two-line terminology”として特色づけるほうがよからう」(Needham 1966: 142)。関係名称のタイプと社会集団のタイプとの間に必然的相関がないということが、Needham にとって方法論上の前提である。
- 5) たとえば、「縁組体系に2つの基本的タイプがある。対称的縁組と非対称的縁組である。前者には

“規定”のカテゴリカルなアプローチをおこなうにあたって、Needham は、そうした定義の方法論上の前提及び意義を明らかにする。部分的にはモデル論との関連で、すでに、触れたので、要点のみを整理しよう。(1)行動に関する比較命題に比べれば、カテゴリーに関するそれは一そう適切である。(2)行為様式の多様性及び複雑さに比べれば、分類形式は僅少かつ単純である。したがってカテゴリーは文化、思考の基本的特性への洞察の手がかりとなり易い。人間精神の基本的特性の探究におもむこうとする構造主義者にとってこのことは重要である。(3)社会的分類から出発すれば、分類に結びついている規則や行動様式を無視したり、軽視したりする傾向に左右されなくなる。つまり、このようなアプローチによって、カテゴリー、規則、行動が、相互に独立した変数であることが明らかになる。

さて、Needham は親族名称に限定して“規定”を次のように定義する。すなわち、“規定的”親族名称とは「系統やカテゴリーを接合している恒常的關係のもつ規則性によって構成されているもの」(ibid: 174)である。規定は、規範や行動の特徴ではなく、名称体系の形式的特性とされる。このことを再び Garo 族を例に説明しよう。two-line terminology において、系譜の各レベルにある男性の地位は直接交換という不変的対称関係によって連続的にリンクされている〔註1〕、図1参照〕。ラオスの Lamet 族は three-line prescriptive terminology である。ここでは、隣り合う系統での男性の地位は、コンスタントに繰り返されている非対称的姻縁によって、系譜の各レベルでリンクされている。five-line asymmetric terminology のみられるニューギニアの Iatmul 族では、各系統の中で連続している男性の地位は、コンスタントに非対称的な関係（便宜上、FMBSD 婚と呼ばれる）を通じて、他の2つの系統に交互に結びついている⁶⁾。いずれのタイプにおいても、系統とカテゴリーを結びつける明確で恒常不変的な関係が体系構成のいわばモジュール (module) として働いており、その作用の仕方がまさに“規定

集団間の直接交換が存在し、これは双方交叉イトコとの規定的婚姻によって特長づけられる。……」(Needham 1960: 97) にみられるように、ここでは規定は集団間の縁組のレベルで考えられているが、1962年にはそれは規範のレベルで考えられている。すなわち「“選好”という術語は選択の存在を意味する」(1962: 8)、「“規定”という術語はまったく異なった意味を含む。この場合、選択の欠如が強調される。結婚の相手たるべき人のカテゴリーまたはタイプが厳密に決定していて、かかる婚姻は義務的である。」(ibid: 9)。もちろんこのような内包の変化の過程で、漸次、カテゴリーの体系に強調がおかれ始めてはいる。

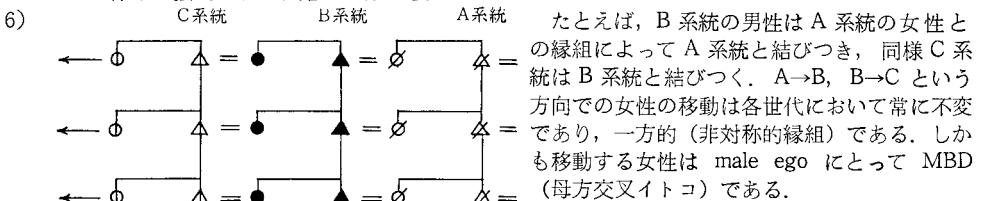


図4 系統と非対称的縁組
(Needham 1960: 97 Fig 1 に加筆)

- 7) たとえば、C 系統 0 世代の男性は B 系統 0 世代の女性 (FMBSD) と、また C 系統 + 1 世代の男性は A 系統 + 1 世代の女性 (FMBSD) と結婚する。さらに C 系統 + 2 世代の男性は、0 世代と同

的”と呼ばれるのである。

なお，“規定”の定義に，Needham は次のように補注を加える．その第1は，規定的要因はカテゴリカルな秩序の抽象的定式でありはすれ，親族関係のダイアグラムの示す特性を具象化したものでも，また社会秩序の経験的特性の記述でもない，ということである．実際，Garó の場合がそうであった．つまり規定的名称は出自の規則や単系血縁集団を必ずしも伴うものではないし (Needham 1966: 142)，また出自の規則や単系血縁集団から名称体系が推断されるものではない⁸⁾．親族関係の諸領域の間の「相互依存関係は一対一対応していない」(Lévi-s Strauss 1958: 47)．もちろん諸領域は相互に「厳密な並行関係」(Dumont 1971: 37)にあるのでもない．親族関係の領域に対して Needham もまた Lévi-s Strauss, Dumont と同じ取り組み方を示している．

第2の補注は“選好”についてのコメントである．“規定”のカテゴリカルな定義からすれば，“選好”が親族名称から推断されないことは容易に理解される．それは他の手続きで確認されねばならない．ただ，どのような規定であれ，選好的性格づけから何の影響も受けないものはないが，規定の定義からすれば，規定的体系の対概念は非規定的体系 (non-prescriptive system) であり，決して選好的体系ではない．

以上，規定的縁組の体系を，親族名称体系に限定して定義する立場を Needham を中心に眺めてきた．しかし本稿，冒頭で指摘したように，これまでのところ，多くの研究が規定の帰属する3つの領域をそれぞれ区別し，分析的に独立したものとして考察してきたのではない．ここに規定的縁組に関する諸命題の不一致と混乱がある．一言でいえば，それは「形式的なものと経験的なものと区別」(Needham 1966: 141) がなされていなかったことによる．

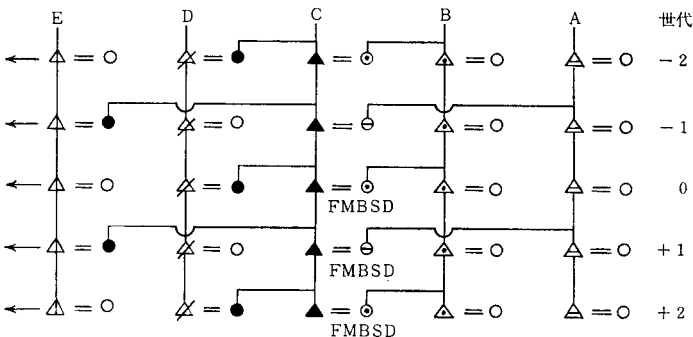


図5 Iatmul の系統と縁組 (Korn 1973: 92 Fig 22 に加筆)

じく，再び B 系統 +2 世代の女性 (FMBSD) と結婚する．同様のことが D 系統の男性と C, B 系統の女性との間に，また E 系統の男性と D, C 系統の女性との間にいえる．系統間における女性の移動は常に一方的 (非対称的) であり，女性の移動を通して結びつく系統は交互に現われる．

- 8) この点については Leach の見解はきわめて明白である．「親族名称体系は社会秩序の理念化された形式と特殊な関係をもってはいるが，名称体系と現実の行動に現われる社会秩序との間には明白な関係はない」(Leach 1961: 51)

ところで選好と規定についての Needham の見解にも問題が多い (Dumont 1971: 127-131, 133-134). 一連の論文で、彼は交叉イトコ婚の問題を論じているが、とりわけ彼にとっては母方のそれと父方のそれとの極立った形式の差違は重要な問題であった。規定の定義は、Needham の場合、カテゴリカルな体系、分類体系に限定された。前者の婚姻の場合がそうである。そればかりでなく、母方タイプの婚姻においては、この分類体系の特性があるタイプの関係者との結婚の規定に対応し、かつ実際の行動にも十分適用される。他方、父方交叉イトコ婚の場合、比較しうるものは何もない。何よりもそこでは規定的分類体系は見あたらず、それに対応する他のレベルでの構造特性も発見されないからである (Needham 1958a, 1958b, 1962). たしかに、多くの資料から、このタイプの婚姻は、往々、女性を与えた集団に女性を返還する時期がずれ、しかも小さな範囲、家族の範囲でおこなわれる、という面で特徴づけられる。つまり、父方交叉イトコ婚は母方のそれにくらべれば、女性の短期返還によって特徴づけられ、かつ永続的単位の構成を促進するものではない。このような事態は、定義それ自体からして、それが「個人的欲求に左右される」(Needham 1958b: 217) からである。それ故、かかる婚姻は、社会構造には無連関であり、いわんや「出自集団間の持続的姻縁体系にもとづく包括的連帯を保証するものではない」(ibid: 217). かくして、次のような結論に至る。「父方交叉イトコ婚にもとづく

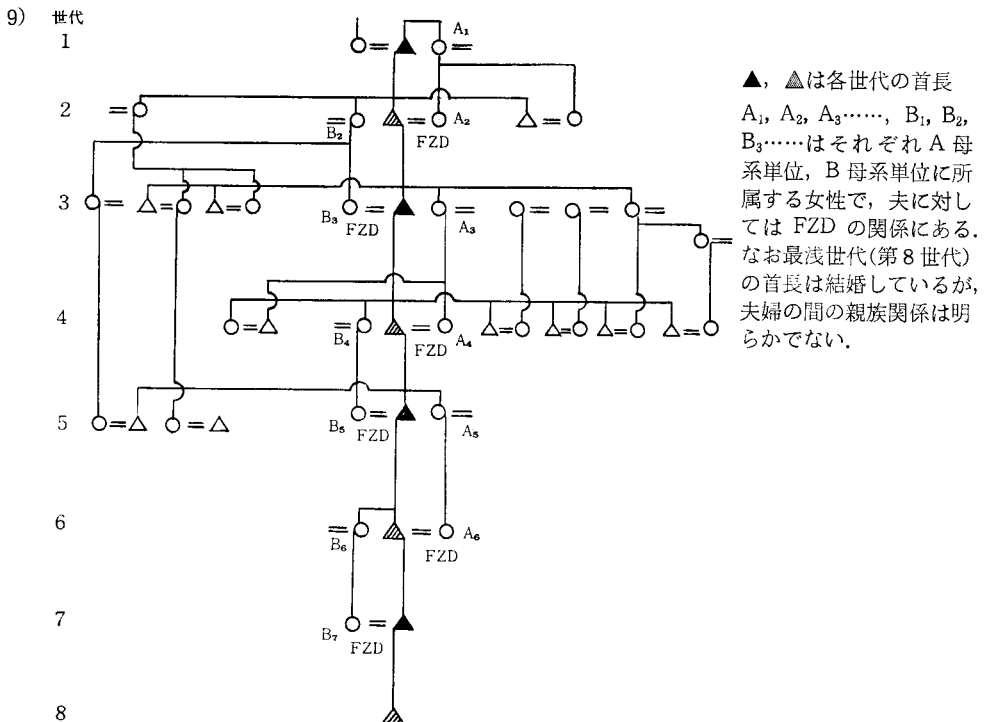


図 6 Nangudi Vellalar 首長と彼の兄弟の結婚と母系単位
 (Dumont 1957: 15 Fig 3 を修正, 加筆)

規定的婚姻体系は、理論的にも事実上でも、存在しない」(ibid: 217)。Needham にとって、構造的意味は規定的分類体系、母方交叉イトコ婚の形式にのみ見出される。

親族関係の構造的特性に関心をよせる構造人類学は、父方交叉イトコ婚や選好が構造的あるいは機能的役割を履行しないかどうか、について慎重な吟味を要求される。何故なら「構造的意味」は、必ずしも、カテゴリーカルな体系にのみ見出されるものではないからである。南インド、Nangudi Vellalar カスト(母系出自、母方居住)の7代におよぶ首長の結婚の例(Dumont 1957: 14-16)を示そう。⁹⁾ 図6〔註9)参照〕から明らかなように、首長の結婚はすべて父方交叉イトコ婚(FZD 婚)である。首長の地位を継承する父系の系統は7代にわたっているが、7代の首長の結婚は2つの母系単位を結びつける、という構造的役割を遂行している。しかし、Needham にとって、ここには構造的意味はない。何故なら、父方交叉イトコ婚のみならず、母方交叉イトコ婚もいくらか存在し(c.f. ibid: 15。21組の婚姻のうち、15組は父方婚、母方婚は4組、ただし MBD は1組)、しかも親族名称上の区別、すなわち規定的分類体系がみられないからである。同じく南インド、Pramalai Kallar カストの例(ibid: 14, 22, 25, 29, 33)を示そう。彼らは母方交叉イトコ婚を選好する。しかもこうした関係にある配偶者同志の年令が適当であれば、この結婚は、補償金の支払いがない限り、義務つまり規定的である。母方交叉イトコ婚の選好の構造的意味は、集団的レベルでは見出せない。しかし「選好の現実の機能は、義理の父と同一視される母方のオジの役割の理念的表現の囲込に巻きついている」(Dumont 1971: 133)。すなわち、贈与及び儀礼における役割において、母方のオジと父親とははなばなしく対立する。選好が観念レベルの形式性に意味を与えていないかどうか。Needham にとって、選好は他の手続きで確認されねばならないにしても、それは示唆にとどまる。彼はきわめて厳格にカテゴリーカルな体系に規定を限定するため、選好的なものの観念レベルにおける構造的意味を見失う。「観念においてたとえ選好的なものと思われようと、原住民のモデルにおいて規定的なもの」(Lévi-srauss 1965: 17)がある。

V フランスの構造理論の立場

さて、本稿冒頭で述べたように、“規定”概念の批判的検討という作業の目的は規定的縁組の、ひいては親族関係の構造的、機能的意味を一そう明白にしようとするところにある。正確にいえば、この作業は規定的縁組や親族関係の構造分析に直接寄与するのではなく、そうした分析をおこない、かつ徹底しておしすすめるための準備作業の1つでしかない。しかし、規定的縁組に関する諸命題を理論的混乱におとし入れている諸々の接近方法が、形式的なものと経験的なものとを区別しえなかったことに特徴づけられていたことを考えれば、この作業はきわめて重要である。実際、対象が何であれ、またいかなる目的で、かついかなる方法でそれが

分析されるにしろ、あらかじめ、対象は明確に規定され、概念によつて的確に語られねばならぬだろう。

Lévi-Strauss の「親族の基本構造」は、対象の、つまり規定的縁組や親族関係の徹底的な予備的分析という点に限っても、画期的である。何故なら、彼は親族関係の体系を「あるタイプの親族関係者との婚姻を規定している体系」(1959: ix) と他の体系とに区別し、前者すなわち「親族の基本構造」(les structures élémentaires de la parenté) の構造分析をおしすすめたからである。しかし、Needham の理解する範囲では、Lévi-Strauss にとって「婚姻を規定している体系」、規定的縁組体系とはカテゴリーにおける分類の体系あるいは名称体系でありはすれ、行動の体系、規則の体系ではない。行動や規則の領域に限定した“規定”の定義はそれぞれ難点を伴うからである。いわんや、規定的体系はこれら3つの領域を包括する体系でもない。規定的縁組に関する諸命題の理論的混乱は領域間の区別がなされていなかったことに因るからである。こうして、対象属性との厳格な一対一対応を手続きとして、Needham は規定的体系をカテゴリーの領域に限定したのである。したがって、Lévi-Strauss が“選好”と“規定”を同じ章句で無頓着に使用することは批難される。しかし、婚姻が“規定的”か“選好的”かについての論議(Needham 1962: 8-12)に困惑を覚えた Lévi-Strauss (1967: xvii) は次のようにいう。「たとえ“選好”と“義務”を無頓着に用いた……にせよ、それは2つの概念が異なる社会的現実を内包するのではないからである。むしろ2つの概念は、人間が同じ現実を思考するにあたって採用する、僅かだけ異なる仕方(manières)に対応するからである」(1967: xix)。以後、Needham は、Lévi-Strauss が「明確に記したことのもつ厳密な意義を否認した」(Needham 1973: 176)と見做す。Korn は、また、Lévi-Strauss のその後の解釈の混乱と自己矛盾を指摘し、彼の類型が有効な分析図式たりうかどうか、疑問をなげる(Korn 1973: chap 3)。

以上のような様々な考察を通じて、親族関係の問題に対する Needham の、そして断片的引用及び紹介を通じてであるが、暗に Lévi-Strauss や Dumont の取り組み方が明らかになる。Needham にとって、親族関係の諸事実(とくに親族名称)とその体系との間には厳しい一対一対応が要請される。しかも、一方でこの厳格な対応関係、他方で諸領域にみられる特性乃至属性間における論理的、必然的な対応関係の欠如、とが主張されることにより、最終的には親族関係の全体領域は解体され、その固有性を失ってしまう。“規定”の面から考えれば、親族関係は親族名称に、そして親族関係の体系はカテゴリーの体系に還元されてしまう。結局、Needham は「親族関係を1つの固有な本質に還元しようとする傾向に伴って、親族関係を真の《全体》へと構成することから離れていっているように思われる」(Dumont 1971: 23)。ところで、体系的考

10) Dumont (1971: 22) によれば、《全体》(tout) とは、「有機体とか作用とかの観念からはまったく独立している」。それは単なる「集合体(collection)」でもない。それは「知覚できる仕方での内的に秩序づけられている」。論理的に言えば、「集合体とは反対に、その諸要素の間の相互補完性(complémentarité)を決定する示差的对立関係(oppositions distinctives)によって基礎づけられている1つの集合」である。

察の目指すものは「包括的な社会的現実の首尾一貫性を一そう簡潔に分析し説明する」(Dumont 1971: 25) ことである。分析と説明を、この全体的社会現実のいかなるレベルでおこなうかは、分析者の依拠する観点によって異なる。換言すれば、現実の裁断と体系乃至モデルの構成は研究者の観点からの戦術的価値によっておこなわれる。Dumont は名称体系のレベルで、親族用語の具体的な言語学的形態を素材として、概念的実在としての血族 (kin) と姻族 (affine) を、そして縁組 (alliance) をこのレベルの基本的構造原理として引き出した (Dumont 1953a, 1953b)。Dumont にも問題は残る。モデルは説明的構成である。構成にあたって「当面の事実のみ」(Lévi-strauss 1958: 308) を用いたという意味で、Dumont のそれは「最上のモデル」であるが、そのモデルによる説明が表象全体の部分にのみ限られている、という点で「真のモデル」であるかどうか (杉本 1971: 42)。

「選好」と「規定」の無分別な使用という批判に対する Lévi-strauss の反論の一部は先に引用したが、さらに付言しよう。彼にとって規定的婚姻と選好的婚姻という2つの概念は「規定的婚姻を現実のレベルで描写すれば選好的であり、選好的婚姻はモデルのレベルでは規定的である」(1567: xx) という意味で相対的である。しかし、モデルのレベル、現実のレベルという表現は「選好的」「規定的」の意味に一そうの誤解を与え易い。2つの語は体系の記述用語である。実際、「選好的」という単語は「あるタイプの類別的または実際の親族関係者の間での結婚の割合が、そうした結婚が偶然の場合の結果にくらべて、高率であるような体系」(ibid: xxii) の記述用語として用いられている。つまり、「選好」は、体系の構造的特性が客観的割合を用いて構成されているモデル、統計的モデルに対応する。「規定」は機械的モデルに対応する。「規定婚と選好婚の違いはモデルのレベルにのみある」(ibid: xxii)。しかしなお、Lévi-strauss にとって、様々なレベルのモデルは、「分離できない諸局面を包含する1つの、しかも同じ現実」、全体としての親族関係の領域、を分析し説明するものでなければならない。したがってモデルの間に還元があるとすれば、それは、かかる全体的な社会的現実をモデルがどれほど説明するか、モデルの有効性を判断しておこなわれる。

「規定的縁組体系は、実際、基本構造である。ただし親族の基本構造ではなく、分類の基本構造である」(Needham 1973: 179)。規定的縁組を形式的なもの、カテゴリーの体系に限定することにより、Needham は体系的考察の目指す一そうの透徹をなしえず、また親族関係の基本構造も明らかにしえず、結局、親族関係を真の意味での「全体」として構成しえずに終わってしまうのである。

参 考 文 献

Ackerman, C. (1964): "Structure and Statistics: The Purum Case", *American Anthropologist* 66:

- Ackerman, C. (1964): "Structure and Process: The Purum Case", *American Anthropologist* 67: 83-91
- Coult, Allan D. and Hammel, E. A. (1963): "A Corrected model for Patrilineal Cross-Cousin marriage", *Southwestern Journal of Anthropology* 19: 287-296
- Das, Tarak Chandra (1945): *The Purums: An Old Kuki Tribe of Manipur*.
- Dumont, L. (1953 a): "The Dravidian Kinship Terminology as an Expression of Marriage" *Man* 53: No. 54
- Dumont, L. (1953 b): "Dravidian Kinship Terminology". *Man* 53: No. 2
- Dumont, L. (1957): "Hierarchy and Marriage Alliance in South Indian Kinship". *Occasional Papers of the Royal Anthropological Institute* No. 12
- Dumont, L. (1971): *Introduction à deux Théories d'anthropologie sociale*.
- Dumont, L. (1975): *Dravidian et Kariera, l'alliance de mariage dans l'inde du sud et en australie*.
- Hammel, E. A. (1960): "Some models for the Analysis of Marriage-section System". *Oceania* 31: 14-30
- Korn, Francis (1973): *Elementary Structures Reconsidered: Lévi-Strauss on Kinship*.
- Kræber, A. L. (1917): "Californian Kinship Systems". *University of California Publications in American Archaeology and Ethnology* 12: 339-396
- Kruijt, Alb. C. (1922): "De Soembaneezen" *Bijdragen tot de Tael-Land-en Volkenkunde van Nederlandsch-Indië*, 78: 466-608
- Lane, R. B. (1962): "Patrilateral Cross-Cousin marriage. Structural Analysis and Ethnographic Cases" *Ethnology* 1: 467-499
- Lawrence, W. E. (1937): "Alternating Generations in Australia" in G. P. Murdock (ed.) *Studies in the Science of Society*, 319-54
- Leach, E. R. (1961): *Rethinking Anthropology* (青木・井上訳「人類学再考」思索社, 1974)
- Lévi-Strauss, C. (1949, deuxième éd. 1967): *Les Structures élémentaires de la Parenté*.
- Lévi-Strauss, C. (1958): *Anthropologie Structurale* (荒川・生松他訳「構造人類学」みすず書房, 1972)
- Lévi-Strauss, C. (1965): "The Future of Kinship Studies". *Proceedings of the Royal Anthropological Institute* 1965: 13-22
- Löffler, L. C. (1964): "Prescriptive Matrilateral Cross-Cousin Marriage in Asymmetrical Alliance System: A Fallacy" *Southwestern Journal of Anthropology* 20: 218-227
- Lowie, R. H. (1917): *Culture and Ethnology*.
- Lowie, R. H. (1929): "Relationship Terms", *Encyclopaedia Britannica* 14 thed.
- Mark, Lindy Li (1967): "Patrilateral Cross-cousin marriage among the Magpie Miao: Preferential or Prescriptive" *American Anthropologist* 69: 55-62
- Needham, R. (1958a): "A Structural Analysis of Purum Society" *American Anthropologist* 60: 75-101
- Needham, R. (1958b): "The Formal Analysis of Prescriptive Patrilateral Cross-cousin marriage" *Southwestern Journal of Anthropology* 14: 199-219
- Needham, R. (1960): "Alliance and Classification among the Lamet" *Sociologus* 10: 97-118
- Needham, R. (1962): *Structure and Sentiment: A Test Case in Social Anthropology*.
- Needham, R. (1964): "Explanatory Notes on Prescriptive alliance and the Purum" *American Anthropologist* 66: 1377-1386

- Needham, R. (1966): "Terminology and Alliance I : Garo, Manggarai" *Sociologus* 16: 141-157
- Needham, R. (1971): *Rethinking Kinship and Marriage*, A. S. A. monographes II.
- Needham, R. (1973): "Prescription" *Oceania* 43: 166-181
- Radcliffe-Brown A. R. (1913): "Three Tribes of Western Australia" *Journal of the Royal Anthropological Institute* 43: 143-194
- Rivers, W. H. R. (1914): *The History of Melanesian Society*. 2vols.
- 杉本一郎 (1971): "親族名称体系" 大阪大学インド・東南アジア研究センター報告 1971: 33-46

追記 追手門学院大学オーストラリア研究所、谷口所長および山口前所長より紀要への原稿執筆を勧められてから、今日の提出まで、筆者の怠惰のため、思いもかけないほどの日数が経過した。多くの方々にご迷惑をおかけしたこと、お詫びします。

また、提出まで辛抱強くまっていたただけでなく、常に励ましの言葉を下さった谷口、山口両先生のご好意とご寛容に心から感謝いたします。